

第70号議案

芦屋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

市立小学校及び中学校の学校給食費の取扱いについて、学校給食費を徴収する者の範囲の規定を明確にするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市学校給食費に関する条例（平成27年芦屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第4条 市長は、学校給食を受ける児童、<u>生徒の保護者等</u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。第6条において同じ。）<u>又は教職員その他の学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収するものとする。</u></p>	<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は<u>生徒の保護者等</u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。第6条において同じ。）から学校給食費を徴収するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市学校給食費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立小学校及び中学校の学校給食費の取扱いについて、学校給食費を徴収する者の範囲の規定を明確にするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

教職員その他の学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収することの規定の明確化（第4条関係）

3 施行期日

公布の日